

令和7年度広島県地域包括ケアシステムに係る県民の安心感に関する インターネット調査業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度広島県地域包括ケアシステムに係る県民の安心感に関するインターネット調査業務

2 業務の目的

広島県では、県民の方が高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりに向け、地域包括ケアシステムの質の向上、健康づくり・介護予防対策等に取り組んでいる。

県民の安心感につながる施策を検討するため、インターネットを活用したアンケートを実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 調査の概要

調査先	40歳以上の者
調査地域	広島県内全域
集計数 (内訳目安)	2,000件以上 (40～64歳 1,000件、65歳以上 1,000件)
設問数	19問程度(別紙質問票参照)
設問内容	別紙質問票をベースに校正を2回
調査期間	令和7年8月上旬から2週間程度(予定) ※契約後調整

(2) 内容

ア 調査設計サポート

イ インターネットアンケートの実施(回答者サンプルについては、受託者側で手配するものとする。)

- ・ アンケート入力フォーム作成
- ・ アンケートサイト画面作成
- ・ アンケート配信

ウ 回答データ集計・管理(クロス集計等含む。下記「(3) 特記事項」参照)

(3) 特記事項

ア 集計数が予定の数を超えたときに、年代、居住地域別の回答数に大きな差異がある場合は、調査を継続すること。居住地域については人口比に合わせて回収を行うことで、実情に近い回答数の確保に努めること。回答者の男女比については、極端な偏りがないよう配慮し、可能な限り男性と女性の割合が均等になるように回収を行うこと。

イ 回答データ集計にあたっては、委託者の求めに応じ、契約期間中において、随時、クロス集計及び図表、グラフの作成を行い、モノクロ印刷時に凡例が区別できるよう工夫

すること。必要に応じて、県の求める形式で、データの分布や傾向をわかりやすく視覚的に表現すること。利用するグラフや図表の形式については、打ち合わせの上で決定するものとする。

ウ 40～64 歳と 65 歳以上年代別に分けて集計を行うこと。

エ 調査終了後、1 週間を目安に回答ローデータ及び集計結果の速報を提出すること。

オ 成果品納品後のデータ分析等のサポートを行うこと。

5 成果品及び納入

(1) 成果品

ア 調査画面

イ 回答ローデータ

ウ 回答集計表

エ 上記 4 (3) の電子データ (Excel、パワーポイント等)

(2) 納入期限 令和 7 年 9 月 3 日 (予定)

(3) 納品場所 広島県健康福祉局地域共生社会推進課 (広島県庁本館 6 階)

6 成果品の帰属及び機密の保持

(1) 成果品の帰属

本委託業務による成果品の著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条規定に定められた権利を含む) は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物の利用については、事前に県と協議すること。

(2) 成果品の利用

県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(3) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7 契約に関する条件等

個人情報取扱特記事項等に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

(2) 著作権に関する措置

何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 及び個人情報取扱特記事項等を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議をして決定する。